

欧州委員会、標準化の協定を含む水平的協力協定に関するガイドラインを採択

2010年12月27日

JETRO ティュセルトールセンター

欧州委員会は、12月14日、「EU 運営条約第101条の水平的協力協定への適用に関するガイドライン（Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements）」（COM(2010) 9274/2）を採択した。

リスボン条約によって改定された EU 運営条約（TFEU）第101条第1項においては、原則として反競争的な企業間の協定や決定が禁止されている一方で、第101条第3項は一定の条件のもとで例外規定を設けている。本ガイドラインは、技術開発における標準化がより重要性を増し、企業間の水平的な協力が一層必要とされているところ、従前は解釈を巡って不明瞭な点が多かったとされる特に第101条第1項および第3項の適用条件について、ケースローの発展に基づいて明確化している。ただし、本ガイドラインは欧州委員会の運用指針を示したものに過ぎず、法的拘束力を有するものではない。また、EU の官報に掲載され次第発効する。

本ガイドラインは、水平的協力協定に関する幅広い事項を網羅しているが、特に標準化と知的財産に関する第7章の主な変更点は以下のとおり。

7.1. 定義

- ・新ガイドラインでは、「標準化の協定（standardisation agreements）」の定義に、旧ガイドラインでは別の章として独立していた「製品や製品製造過程の環境パフォーマンスの基準を設ける協定」が含まれることになった（段落 257）。
- ・公的権力の行使の一部としての技術標準の準備や製造は新ガイドラインではカバーされないこと、「技術標準および規制並びに情報社会サービスに関する規制の分野における情報提供の手続きを規定する指令（98/34/EC）」のもとで承認された欧州の標準化機関は第101条および第102条の意味における企業または企業連盟とみなされること、および、専門的サービスは新ガイドラインではカバーされることが明確化された（段落 258）。

7.2. 関連市場

- ・関連市場として、以下の4つの市場が明確に示された（段落 261）。旧ガイドラインと比較すると、(ii)が新たに追加されている。
 - (i) 標準が関連する製品またはサービスの市場
 - (ii) 標準の設定が技術の選択を含み、知的財産権がそれに関連する製品とは別に流通する場合において、関連する技術の市場

- (iii) 異なる標準設定機関または協定が存在する場合において、標準設定のための市場
- (iv) 関連する場合には、試験や認証のための特有の市場

7.3. 第101条第1項の判断

(1) 主な競争の懸念

・標準は通常は経済にとって利益になるものであるとしながらも（段落263）、次の3点の懸念が示されている。本項目は新ガイドラインで新たに導入された。

- (i) 仮に標準設定の際に反競争的な議論が行われたとすれば、それは価格競争の衰退または排除につながる可能性がある（段落265）。
- (ii) ある技術が選択され標準として設定されると、競合する技術や企業が市場から排除され、技術発展やイノベーションを制限する可能性がある（段落266～267）。
- (iii) 一定の企業に対して標準設定プロセスの結果への効果的なアクセスを妨げることによって、標準化は反競争的な結果に導かれる可能性がある（段落268）。

(2) 競争に対する制限的な効果

・新ガイドラインでは、標準化協定がセーフ・ハーバーの要件を満たすための以下の4つの条件が新たに示された。ただし、これらの条件の一部または全てを満たさないことが直ちに第101条第1項に違反すると推定されるものではなく、これらの条件は自己評価の判断基準に過ぎない。

- (i) 無制限の参加を確実にするために、標準設定機関の規則は、その標準によって影響を受ける市場のすべての競合企業が標準を選択するプロセスに参加可能であることを保証すること。また、標準設定機関は、関連する場合には標準に含まれる技術の選択のための客観的な基準の他に、投票権の分配の客観的で差別的でない手続を有すること。（段落281）
- (ii) 透明性に関し、関連する標準設定機関は、関係者（stakeholders）が自分自身に対して、今後、現在進行中および完結される標準化の作業について、標準の発展の各段階において間に合うように伝えることを可能にする手続を有すること（段落282）。
- (iii) 標準化協定が標準に準拠する義務を含まない（段落280）。
- (iv) 標準設定機関の規則が、公平で妥当で差別の無い（FRAND: Fair, Reasonable and Non-discriminatory）形で標準への効果的なアクセスを確保すること（段落283）。

・さらに、標準が知的財産権を含む場合には、知的財産権ポリシーが明確かつバランスのとれたものであることや、特定の産業および当該標準設定機関のニーズに適合していることが、効果的なアクセスが確保されたものとされる可能性を高めるとし、特に明確かつバランスのとれた知的財産権ポリシーである要件として以下の点を挙げている。

- (i) 標準設定機関の知的財産権ポリシーが、標準に含まれる知的財産権を保有することを望む参加者に対して、公平で妥当で差別の無く（FRAND）全ての第三者に対して必要不可欠な知的財産権のライセンスを提案する書面での撤回不可能な誓約の当該標準

採用前の提出を要求していること（段落 285）。

(ii) 標準設定機関の知的財産権ポリシーは、標準の実施に必要不可欠である可能性のある知的財産権の参加者による誠実な開示を要求することが必要である（段落 286）。

・また、上記(i)の「公平で妥当で差別の無」い（FRAND）という要件に関して、第 101 条に従うために、参加者のライセンス条件が要件を満たしていることを標準設定機関が証明することは要求されないが、要件を満たしていることについて参加者自身が評価する必要がある（段落 288）ことや、係争において、標準設定の知的財産権へのアクセスに対して請求された金額が不公平であるか、あるいは妥当でないかに関する判断は、その金額が知的財産権の経済的価値と妥当な関係にあるかどうかに基づく（段落 289）ことが記載されている。

7.4. 第 101 条第 3 項の判断

・基本的に標準化協定が経済的利益をもたらすという立場に変更はないものの、新ガイドラインではこの点についてより具体的な説明がなされている（段落 308～313）。また、この他の第 101 条第 3 項の判断基準として、(i)必要不可欠性（段落 314～320）、(ii)消費者への利益還元（段落 321～323）、(iii)競争を除外しない（段落 324）、の 3 つの要件が求められるとされており、このうち(ii)については新ガイドラインで新たに導入された。

<参考>

TFEU第101条

1. 次の事項は域内市場に適合しないものとして禁止される：加盟国間の貿易に影響を及ぼし、域内市場における競争の阻止、制限または歪曲を目的とするか引き起こす企業間の協定、企業連盟の決定、および、協調行為の全て。特に下記の事項。

- (a) 購入または販売価格、もしくは、その他のあらゆる取引条件を直接的または間接的に固定するもの
- (b) 製造、市場、技術発展または投資を制限または制御するもの
- (c) 市場または供給源を共有するもの
- (d) 他の取引企業に同等の取引とは異なる条件を適用し、それによって、他の取引企業を競争的な不利な状況に置くもの
- (e) 本質的にまたは商慣習によって契約の主題と関連しない補足的義務を取引相手に受託させることを条件として契約を締結するもの

2. 本条文によって禁止された協定や決定はすべて、自動的に無効とされる。

3. しかしながら、以下の場合には、第 1 項の規定が適用されないことを表明できる。

- － 企業間の協定またはこれに類するもの
- － 企業連盟の決定あるいはこれに類するもの
- － 協調行為またはこれに類するもの

であって、商品の製造または流通の改善、もしくは、技術的または経済的発展の促進に貢

献し、結果として得られた利益を消費者が適正に享受することができ、以下に該当しない事項。

- (a) これらの目的の達成のために必ずしも必要ではない制限を関係企業に課すもの
- (b) 当該製品の主要な部分に関して競争を排除する可能性を企業に与えるもの

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Competition: Commission adopts revised competition rules on horizontal co-operation agreements](#)

－ ガイドラインは、以下参照 －

[Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements \(PDF\)](#)

(以上)